

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市海上輸送費支援事業補助金
補助の区分	事業補助(事業補助)
補助の概要	離島地域の振興を図るため、林水産物、飲料、産業機械の移出及びそれらの原材料等の移入に係る海上輸送に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する
補助事業者	佐渡市離島活性化協議会
補助対象経費	補助事業者が実施する戦略産品海上輸送に係る経費
類似補助の有無 ※類似補助金の統合メニュー化	無 ○同種の補助金の統合検討
補助金額(定額、上限、下限等) ※少額補助金は廃止	【上限】予算の範囲内で事業費の4/5 ○少額(5万円以下)補助金の理由
補助率等 ※補助率は原則1/2以下(市単独の場合)	事業費の4/5以内 ○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 国の離島活性化交付金事業実施要綱に沿って行うため
数値目標等 ※数値目標の設定検証	数値化 戦略産品ごとの移出量目標値を設定 ○目標に対する費用対効果(計算式) 算出不能 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和2年9月30日
補助終期 ※サンセット方式の徹底	令和3年3月31日 ○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法(手段) 佐渡市広報誌、佐渡市ホームページ
事業担当 (担当部署) (電話番号)	農林水産課 水産振興係 0259-63-3761